

国営昭和記念公園昭島口周辺エリアにおける
官民連携事業の形成に向けた
マーケットサウンディング調査

実施要領

令和3年2月

国土交通省 関東地方整備局 国営昭和記念公園事務所
昭島市 都市計画部 地域開発課

-目次-

1.	本調査の背景及び目的.....	1
1.1.	背景.....	1
1.2.	目的.....	1
2.	本調査の進め方.....	2
3.	事業提案に関する事項.....	3
3.1.	対象エリアについて.....	3
	【参考】昭島地区について.....	4
3.2.	ご提案頂きたい内容.....	5
3.3.	提案にあたっての留意事項について.....	6
4.	様式・別添資料・参考資料等.....	10
4.1.	様式.....	10
4.2.	参考資料等について.....	10
5.	本調査への参加条件.....	11
6.	事業説明会.....	11
6.1.	実施概要.....	11
6.2.	参加方法.....	11
6.3.	留意事項.....	11
7.	質問受付・質問回答の公表.....	12
7.1.	実施概要.....	12
7.2.	参加方法.....	12
8.	個別対話の実施.....	13
8.1.	実施概要.....	13
8.2.	参加方法.....	13
8.3.	実施方法.....	13
8.4.	留意事項.....	13
9.	本調査結果の取扱い.....	14
10.	補足事項.....	14
11.	官民連携事業の全体スケジュール（予定）.....	14
12.	参加除外条件.....	14
13.	連絡先.....	15

1. 本調査の背景及び目的

1.1. 背景

国営昭和記念公園（以下、「本公園」という。）は、昭和天皇御在位五十年記念事業の一環として、昭和 54 年 11 月の閣議決定に基づき国が設置・管理している都市公園です。

本公園は、東京都心から西へ約 35km、東京都立川市、昭島市に位置しており、JR 中央線、青梅線、多摩モノレールの駅に近く、高い交通利便性を有しています。

本公園は、基本計画の基本理念である「緑の回復と人間性の向上」をテーマに、豊かな緑につつまれた広い公共空間と文化的内容を備えた公園とすることを目標とし、昭和 54 年度より工事に着手し、昭和 58 年 10 月にみんなの原っぱなど約 70ha を開園しました。以降、順次整備を進め、現在、計画面積約 180ha のうち 94%にあたる 169.4ha を開園し、年間約 400 万人の方々に利用されています。

一方、第一期開園から 35 年以上が経過したことにより、公園施設の老朽化が進むとともに、本公園の周辺では民間事業者等によるまちづくりが進み、公園を取り巻く状況が大きく変わりつつあります。

本公園はこれまで都市の貴重なオープンスペースとして、都市住民の憩い・レクリエーションの推進など様々な機能を発揮してまいりましたが、上記課題や状況変化に対応していくことが必要と考えています。そのためには、公共だけではなく民間事業者の知見やノウハウを活用し、官民が連携しながら、本公園の更なる魅力向上を図ってまいりたいと考えています。

1.2. 目的

本調査は、民間事業者の皆様との対話を通じ、本公園の魅力向上のための事業アイデアや事業参画条件の把握等を行うマーケットサウンディング調査です。

頂いたご提案等を踏まえ、今後、官民連携による本公園の魅力向上に係る事業の実現を目指します。

2. 本調査の進め方

本調査のスケジュールは以下のとおりです。

日時	予定
令和3年2月9日(火)	サウンディング調査実施要領の公表
令和3年2月9日(火) ～2月18日(木)	事業説明会(現地)・個別対話・請求資料の申込受付開始 【提出〆切】2月18日(木)17:00(事業説明会のみ先行〆) ※事業説明会を踏まえての個別対話辞退も可とします。
令和3年2月22日(月) 24日(水)	事業説明会の実施(事業の趣旨説明及び現地見学会) 午前の部9:30～ 午後の部14:00～
～令和3年2月26日(金)	個別対話参加申込〆切 質問受付〆切(事業説明会参加事業者のみ対象) 【提出〆切】2月26日(金)17:00
令和3年3月5日(金)	質問回答公表
令和3年2月9日(火) ～3月12日(金)	簡易提案書の申込受付 【提出〆切】3月12日(金)17:00
令和3年3月中旬頃	事業者個別対話の実施
令和3年3月末～4月頃	本調査の結果概要を公表

※本スケジュールの期間や実施方法については変更となる可能性があります。

3. 事業提案に関する事項

これまで本公園は、基本計画の基本理念である「緑の回復と人間性の向上」をテーマに、整備・管理・運営等を進めてきましたが、今後も基本計画をベースにしながら、より一層の魅力向上を図っていきたいと考えています。

このため、基本計画や「官民連携による国営昭和記念公園昭島口周辺エリア再整備方針中間とりまとめ（案）」を踏まえ、別添資料も参考に、本公園のポテンシャルを活かし、公園の利用促進や利用者の満足度の向上、周辺地域の活性化への貢献など、本公園の一層の魅力を高めるための事業アイディア等についてご提案ください。

3.1. 対象エリアについて

対象エリアは、老朽化が大きく進行しているレインボープールや、未供用の残堀川調節池跡地等を含む「昭島口周辺エリア」とします。

また、当該エリアに隣接する立川基地跡地昭島地区（以下「昭島地区」という。）では、近年、民間事業者等による新たなまちづくりが進みつつあり、「昭島市都市計画マスタープラン」では、市の東の玄関口として賑わいと活気の創出、環境や景観に配慮した質の高い生活空間の形成を図ることが位置づけられています。加えて、「立川基地跡地昭島地区の昭島市土地利用計画」では、昭島地区のうち環境保全用地（図1参照）について、本公園に隣接したまとまった敷地を生かし、緑豊かなゾーンを形成することが位置づけられているなど、本公園との一体的な活用も期待されているところです。

こうした中、昭島地区におけるまちづくりの進捗の下で、本公園の一層の利用促進を図る等の観点から、昭島地区の環境保全用地についても、「一体的な活用検討が想定されるエリア」として対象エリアに加え、本公園昭島口周辺エリアとの一体的な活用を図る等の提案を求めます。

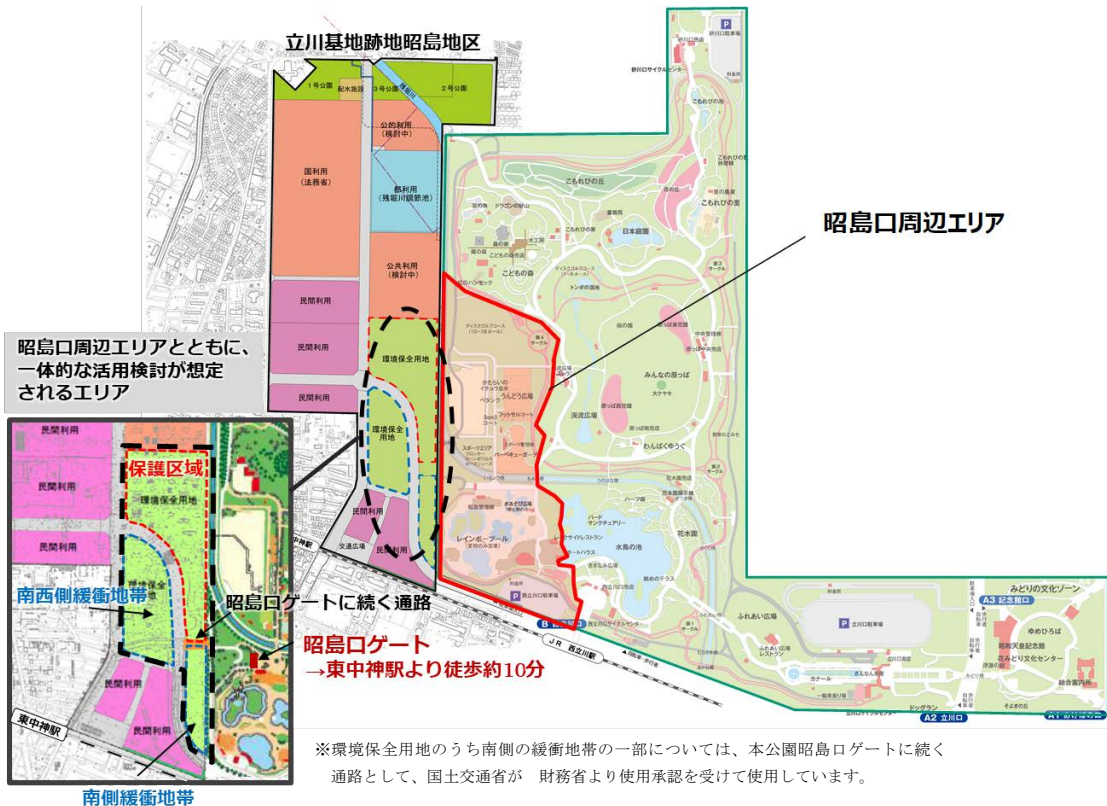


図1 対象エリア

【参考】昭島地区について

本公園昭島口周辺エリアに隣接する昭島地区は、昭和 52 年に返還され、国有地に編入されて以降、昭和 54 年の国有財産中央審議会答申「立川飛行場返還国有地の処理の大綱について」において「留保地」として位置づけられ、未利用の状態が続いてきました。

その後、平成 15 年に国の財政制度等審議会において、留保地の考え方が従来の「原則留保、例外公用・公共用利用」から「原則利用、計画的有効活用」に転換され、地元自治体に利用計画の策定を求める答申が出されました。これを受け、東京都・立川市・昭島市では昭島地区に係る土地利用計画を策定し、財務省へ提出の上、当該計画を踏まえた土地区画整理事業が進められました。現在、業務・商業機能や住居機能の誘導が行われるとともに、東中神駅前の民間利用街区部分（国有地）においては、関東財務局により、当該部分の活用に関する民間事業者へのサウンディング調査が行われるなど、本公園周辺で新たなまちづくりが進みつつあります。

一方、昭島地区の一部区域において、平成 20 年に希少猛禽類の営巣が確認されたことから、土地区画整理事業の実施にあたり、希少猛禽類との共生を図るため、関東財務局は昭島地区に係る猛禽類保護方策検討委員会を設置し、平成 22 年 10 月に「立川基地跡地昭島地区に係る猛禽類保護方策について 報告書」が策定されました。昭島地区の一部は環境保全用地とされ、本報告書では、希少猛禽類の営巣環境を確保するため立入りを禁止する「保護区域」のほか、自然を生かした公園として利用する「緩衝地帯」が設けられました。平成 31 年 2 月には、上記委員会により、「立川基地跡地昭島地区に係る猛禽類保護方策について 最終報告書」が策定され、希少猛禽類の繁殖環境の維持にあたっては、関係機関と連携し、環境保全用地のみならず周辺地域も含めて検討することとされています。

他方、環境保全用地は新たに生まれる“まち”の貴重なオープンスペースにもなることから、「昭島都市計画立川基地跡地昭島地区地区計画（昭島市決定）」では、「環境保全地区」と位置づけられ、緑を確保しつつ、東中神駅周辺のにぎわいが連なる地域として、市民や来街者が憩うことのできる地区の形成を図ることとされています。

※詳細は参考資料 8～12 をご覧ください（p.10 ご参照）。



図 2 立川基地跡地昭島地区地区計画上の将来用途イメージ図（昭島市 HP より）

3.2. ご提案頂きたい内容

ご提案いただきたい内容は以下のとおりです。

下記の「提案書の項目」の内容を【様式3】簡易提案書に記載の上、13. 連絡先までメールに添付しお送りください。

なお、メールの件名は【提案書提出】でお願いします。受信確認後、受信確認の旨、メールにて返信します。

提案書の項目

(1) 事業範囲

(2) 事業計画

①事業内容

②事業手法

③事業期間

④概算事業費

⑤収支計画

(3) 事業効果

①経済的・社会的効果

②地域貢献等

(4) その他

提案を実現する上での確認事項など

3.3. 提案にあたっての留意事項について

提案に際しては、下記条件を踏まえてご検討ください。

【施設】

- ・本公園全体の維持管理・運営は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（市場化テスト）」に基づき選定された者が管理運営を行っています。現事業者の契約期間は令和5年1月末までですが、その後の維持管理・運営事業者についても同様の手続きにより選定することが想定されますので、公園全体の維持管理・運営ではなく、昭島口周辺エリア内での施設の整備、管理・運営の提案としてください。
- ・昭島口周辺エリア内の施設提案に際しては、「提案を必須とする施設」と、「提案を行うことが可能な施設」とに区分しております。なお、提案を必須とする施設は、レインボープール・水遊び広場等（プールエリア）、残堀川調節池跡地、昭島口ゲート、バーベキューガーデン、サイクリングロードと設定しています。このうち、レインボープール・水遊び広場等（プールエリア）については、本公園基本計画上の「水のゾーン」の位置づけを踏まえ、既存のプール等に限らない“親水空間”としての提案を可とします。その際、既存の利用実態に留意していただくとともに、現状の夏期利用に限らない通年利用や、常設型の施設ではない活用など幅広い提案を期待します。
また、その他の施設についても、留意事項等を設けていますので、提案に際しては、p.8~9の「**■対象施設等の条件及び留意事項**」をご覧ください。
- ・新たに施設を設置する場合は、都市公園法第2条第2項に基づく公園施設（【参考資料3】参照）に該当する施設をご検討ください。
- ・施設の改修等に関する今後の事業者公募に際しての条件は、本調査を通じて具体化することを想定しています。

【事業手法】

- ・公募設置管理制度（P-PFI）又はPFI（RO、BOO、BOT等）を想定しています。

【事業期間】

- ・事業期間は提案される事業手法にもよりますが、30年以内を想定しています。

【費用等】

- ・民間事業者が独立採算で実施可能な事業内容を中心に、提案をお願いします。
- ・有料施設等を設置する場所については、土地使用料が発生しますが、具体の額等は事業を公募する際に提示します。なお、現在の対象エリアの土地使用料は、年額 3,555 円/m²（税抜）となっていますので参考にしてください。
- ・利用者から料金を徴収する有料施設を設置する場所（Park-PFI の場合の公募対象公園施設）と、施設利用者以外の一般の公園利用者も利用できる場所（Park-PFI の場合の特定公園施設）を設ける場合は、土地使用料が発生する範囲を確認するため、それぞれの範囲を明確に記載願います。

※詳細につきましては、p.7~9 の表（事業の諸条件、対象施設等の条件及び留意事項）をご覧ください。

【事業の諸条件】

- ・本条件は、今回のサウンディング調査において意見を聴取するために設定したものであり、官民連携事業の公募条件ではありません。なお、今後の官民事業の公募条件については、今回のサウンディング調査結果等を踏まえ、検討いたします。

項目		前提条件
1.対象エリア	1-1.対象エリア	昭島口周辺エリア（最大約 28ha） 水ゾーンの一部（レインボープール・水遊び広場等）、 広場ゾーンの一部（残堀川調節池跡地、昭島口等）を含む
2.事業手法	2-1.事業手法	公募設置管理制度（Park-PFI）または PFI(RO・BOO・BOT 等)
3.事業期間	3-1.事業期間	公募設置管理制度（Park-PFI）の場合は最長 20 年間、PFI の場合は最長 30 年間
4.事業範囲	4-1.事業範囲	※対象施設の条件及び留意事項を参照すること
5.事業条件	5-1.再整備方針	※【別添資料】官民連携による国営昭和記念公園昭島口周辺エリア再整備方針中間とりまとめ（案）特に P63～66 を参照すること
	5-2.業務分担	※対象施設等の条件及び留意事項を参照すること
	5-3.維持管理条件	・民間事業者が設置・管理する施設は、自らが適切な維持管理を行うものとする。 ・昭島口ゲート、サイクリングロードなど、昭島口周辺エリアだけではなく、公園全体の利用に係る施設の維持管理・運営については、市場化テスト事業者と調整を行うものとする。
	5-4.運営条件	■開園時間について 開園時間の延長等の変更も可能とする。 ※民間事業者により、公園利用者の安心・安全及び円滑な利用を確保するための措置を講じること等が条件となるが、市場化テスト事業者とも調整を行うものとする。 ※昭島口周辺エリア内の施設に限った変更を想定しているが、公園全体の開園時間を変更することも可能。 ■有料施設の利用料金について 原則として、具体の額等は事業者の提案によるが、周辺施設の相場等を踏まえ、国と協議するものとする。
	5-5.収入条件	・有料施設から得られる収益は、民間事業者のものとする。 ・事業に必要な施設等を設置・管理する場合は、国から都市公園法に基づく許可申請を行い、国に使用料を支払うものとする。
	5-6.既存施設の取扱	・既存施設の撤去・解体を行う場合は、原則として、事業者が実施するものとする。
	5-7.インフラ整備条件	・事業実施に必要なインフラ(上下水管、電気設備、ガス設備等)は民間事業者の費用負担により整備するものとする。
	5-8.原状回復について	・事業終了時には、原則として原状回復を行うものとする。 ※事業期間終了前に国と取り扱いについて協議する。
6.その他	6-1.入園料の取扱い	・入園料は国の収入とする。ただし、昭島口周辺エリア内の有料施設の料金は、民間事業者の収入とする。 ・券種の種類（入園料とのセット券等）や具体の料金徴収方法については、民間事業者からの提案をもとに国と調整するものとする。
	6-2.無料・有料区域の取扱い	・昭島口周辺エリア内の有料・無料区域の境界は、原則として、現状をベースとするが、施設の有料・無料など民間事業者からの提案をもとに、国と調整するものとする。

【対象施設等の条件及び留意事項】

- ・本条件は、今回のサウンディング調査において意見を聴取するために設定したものであり、官民連携事業の公募条件ではありません。
- ・なお、今後の官民事業の公募条件については、今回のサウンディング調査結果等を踏まえ、検討いたします。

○提案必須・可能区分

必須：新設や改修等の提案を必須とするもの

可能：既存の機能等を維持しながら、事業者の創意工夫による改修、移転、集約等の提案を可能とするもの

【本公園基本計画上のゾーニング】 対象施設等		提案必須・可能区分	費用負担		留意事項
			整備	維持管理・運営	
【水のゾーン】	プールエリア(レインボープール・水遊び広場、管理棟)	必須	民	民	<ul style="list-style-type: none"> ・本公園基本計画の水のゾーンの位置づけを踏まえつつ、「親水空間」をテーマとした活用の提案を求める。 ・プールに限らず、プール以外の用途も選択肢とした親水空間として、既存施設の改修、新設等の提案を可とする。その際、今の利用実態（本公園近隣のファミリー層の利用が多いこと等）に配慮するとともに、夏季利用だけではなく通年利用を可能にすることや、既存のプールのような常設型の施設としない提案も可とする。
【広場ゾーン】	残堀川調整池跡地	必須	民	民	<ul style="list-style-type: none"> ・本公園基本計画の広場ゾーンの位置づけを踏まえつつ、プールエリアやバーベキューガーデン、うんどう広場等の周辺施設との一体的な利用も見据えた多目的な広場空間として、既存施設の改修、新設等の提案を求める。 ・なお、当該跡地の活用範囲は跡地全域ではなく、一部区域での提案も可とする。
【広場ゾーン】	バーベキューガーデン	必須	民	民	<ul style="list-style-type: none"> ・残堀川調節池跡地等との一体的な活用提案を期待する。その際、既存のバーベキュー機能は維持しつつ、既存施設の改修、移転、集約化、機能向上の提案を可とする。
	スポーツ関連施設	うんどう広場	可能	事業者提案を踏まえ検討 (民間事業者の独立採算か、収益施設からの収益還元により事業が成り立つ範囲をもとに、官民で分担を想定)	<ul style="list-style-type: none"> ・かたらいのイチョウ並木を挟んで施設が四方に散在しているため、スポーツ関連施設として一体的な利用の提案を期待する。その際、既存の施設機能は維持しつつ、施設の改修、移転、集約化、機能向上の提案を可とする。 ・なお、提案にあたっては施設の有料化も可とするが、今の利用実態に配慮するとともに、既存団体との調整を含めて行うこととする。
		フットサルコート			
		スポーツエリア			
		ディスクゴルフコース、ペタンク、3on3			
スポーツ管理棟					

【本公園基本計画上の ゾーニング】 対象施設等		提案必 須・可能 区分	費用負担		留意事項
			整備	維持管 理・運営	
【水のゾーン】	昭島口ゲート	必須	事業者提案を踏まえ 検討 (民間事業者の独立 採算か、収益施設か らの収益還元により 事業が成り立つ範囲 をもとに、官民で分 担を想定)		<ul style="list-style-type: none"> ・視認性の悪さなど既存の課題を解消するとともに、隣接する立川基地跡地昭島地区のまちづくりに留意しながら、東中神駅など昭島市側からのメインゲートとして、既存施設の改修、移転、機能・意匠の向上に関する提案を求める。 ・また、プールエリアや残堀川調節池跡地等への主要なアクセスゲートとなることから、歩者分離の安全性や、利用者の利便性等にも留意しつつ、昭島口ゲートから当該施設への動線に関する提案を求める。 ・ただし、昭島口周辺エリアの利用だけではなく、公園全体の利用に係る施設であるため、整備、維持管理・運営に係る業務分担は、国や市場化テスト運営事業者と調整が必要。
	西立川口駐車場	可能	民	民	<ul style="list-style-type: none"> ・プールエリア等の活用提案とともに、一体的な活用の提案を期待する。その際、既存の駐車場の機能は維持しつつ、施設の改修、移転、機能向上の提案を可とする。 ・ただし、昭島口周辺エリアだけではなく、公園全体の利用に係る施設であるため、整備、維持管理・運営については、事業者の意向を基に、国や市場化テスト事業者と調整が必要。
	レイクサイドレストラン	可能	民	民	<ul style="list-style-type: none"> ・プールエリア等の活用提案とともに、一体的な活用の提案を期待する。その際、既存の飲食機能は維持しつつ、既存施設の改修、移転、集約化、機能向上の提案を可とする。
全体共通	サイクリングロード (ループ化)	必須	事業者提案を踏まえ 検討 (民間事業者の独立 採算か、収益施設か らの収益還元により 事業が成り立つ範囲 をもとに、官民で分 担を想定)		<ul style="list-style-type: none"> ・現状、プールエリアで終点となっているため、プールエリアや昭島口の活用検討と合わせて、サイクリングロードのループ化の提案を求める。 ・ただし、昭島口周辺エリアの利用だけではなく、公園全体の利用に係る施設のため、整備、維持管理・運営については、国や市場化テスト実施事業者と要調整。
	施設周辺の園路・広場	可能			<ul style="list-style-type: none"> ・既存の利用実態に配慮しつつ、周辺施設の活用提案に際して一体的な改修提案を期待する。
	運営に必要な施設	可能	民	民	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の利便性の向上や利用促進の観点から、必要に応じて設置を行うことを可とする。

4. 様式・別添資料・参考資料等

4.1. 様式

本調査の実施にあたり、以下の様式を公表しています。各様式の提出は、「6. 事業説明会」～「8. 個別対話の実施」を参照してください。

■様式の提出締切

様式1 事業説明会・事業者個別対話参加申込書 : 令和3年2月18日(木)

※事業者個別対話の参加については、提出〆切: 令和3年2月26日(金)

様式2 質問受付書 : 令和3年2月26日(金)

様式3 簡易提案書 : 令和3年3月12日(金)

4.2. 参考資料等について

検討に際しては、以下の参考資料等をご参照ください。

また、請求資料13～15について、公表はしませんが事業説明会又は個別対話に参加する場合、お問合せいただければ資料を配布いたします。資料の請求方法については、【様式1 事業者説明会・事業者個別対話参加申込書】の提出時に「4. 資料請求の希望」を記載してください。

公表資料	別添資料	官民連携による国営昭和記念公園昭島口周辺エリア再整備方針 中間とりまとめ(案)
	参考資料1	国営昭和記念公園 基本計画(抜粋版)
	参考資料2	国営昭和記念公園 整備・管理運営プログラム
	参考資料3	公園施設一覧
	参考資料4	国営昭和記念本公園内の施設の料金一覧
	参考資料5	平成31年度イベント開催状況
	参考資料6	国営昭和記念公園 利用者動線データ(令和2年秋調査)
	参考資料7	国営昭和記念公園 全体マップ
	参考資料8	立川基地跡地昭島地区に係る猛禽類保護方策について 報告書(平成22年)及び最終報告書(平成31年)
	参考資料9	昭島市都市計画マスタープラン
	参考資料10	立川基地跡地昭島地区 地区計画
	参考資料11	立川基地跡地昭島地区民間利用街区 まちづくりガイドライン
参考資料12	昭島市に所在する国有地の活用方針に係るサウンディング型市場調査実施結果	
請求資料	参考資料13	公園の収支状況・土地および施設の使用料・占用料
	参考資料14	昭島口周辺エリア及びレインボープールに関する図面等
	参考資料15	給排水・電気・通信・ガス設備に関する図面等

※上記とあわせて『H30-34 国営昭和記念公園運営維持管理業務 民間競争入札実施要項』をご参照ください。

5. 本調査への参加条件

本調査に参加可能な事業者は、本公園の魅力向上に向けた事業の主体として意欲のある、法人又は法人のグループとします。

なお、グループで参加する場合は、主たる役割を担う代表者を1社選定してください。

6. 事業説明会

6.1. 実施概要

本調査への参加希望者向けに、以下のとおり事業説明会を開催します。

本調査の概要を説明した後、対象エリアの現地見学会を予定しています。

なお、様式1にて、事業説明会の参加申込の他、事業者個別対話の参加及び資料請求についても希望される方は、併せてご記入をお願いします。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、当該説明会の実施手法を Web にする、日程を変更する等の可能性もありますのでご了承ください。

開催日	令和3年2月22日（月）、24日（水）
開催時間	■午前の部 9:30～12:00 ■午後の部 14:00～16:30
開催場所	〒190-8558 東京都立川市緑町 3173 番地 国営昭和記念公園昭島口管理棟
参加人数	【1社単体での応募の場合】 1社2名以内 【法人グループでの応募の場合】 1グループ2名以内 ※1社単体、法人グループいずれの応募の場合も、1回の対話における参加人数は、最大2名以内とする
提出物	【様式1】事業説明会・事業者個別対話参加申込書 提出〆切：令和3年2月18日（木）17:00

6.2. 参加方法

「【様式1】事業説明会・事業者個別対話参加申込書」の「1. 基本情報」「2. 合同説明会について」に必要事項を記入して、13. 連絡先にメールに添付して送付ください。

なお、メールの件名は、【合同説明会・事業者個別対話参加】と記載してください。
受信確認後、受信確認のメールを返信します。

6.3. 留意事項

説明会会場での本実施要項等の配布は予定していません。必要に応じ、ご持参ください。

説明会への参加は、提案書の提出や個別対話への参加の必須条件ではありません。

事業説明会を踏まえての個別対話辞退も可とします。

7. 質問受付・質問回答の公表

7.1. 実施概要

個別事業者の対話実施前に、質問受付の期間を設けます。

質問受付期間	調査公募開始～2月26日（金）
質問回答公表	令和3年3月5日（金）（予定）
対象者	【様式1】の提出者
提出物	【様式2】質問受付書 提出〆切：令和3年2月26日（金）17：00

7.2. 参加方法

本事業に対する質問を希望される方は、「【様式1】事業説明会・事業者個別対話参加申込書」提出後、定められた期間内で「【様式2】質問受付書」を記入し、13. 連絡先にメールに添付して送付ください。

【様式2】を受領後、調整の上、回答を公表し、連絡させていただきます。

8. 個別対話の実施

8.1. 実施概要

本調査の内容を踏まえて、公園管理者と民間事業者の間で詳細な提案内容の確認や意見交換等を行うことを目的に、下記の通り個別対話（ヒアリング）を実施します。

開催日	令和3年3月中旬頃
開催時間	詳細な日時については、後日個別に調整させていただきます。 所要時間：60分程度
開催場所	〒190-8558 東京都立川市緑町3173番地 国営昭和記念公園事務所 第1会議室
参加人数	【1社単体での応募の場合】 1社3名以内 【法人グループでの応募の場合】 1グループ3名以内 ※1社単体、法人グループいずれの応募の場合も、1回の対話における参加人数は、最大3名以内とする
提出物	【様式1】事業説明会・事業者個別対話参加申込書 提出〆切：令和3年2月26日（金）17：00 【様式3】簡易提案書 提出〆切：令和3年3月12日（金）17：00

なお、対面での対話以外に Web による対話の実施も想定しています。

詳細はこちらから対話日時をご連絡する際に、合わせてご連絡申し上げます。

8.2. 参加方法

追加の個別対話を希望される方は、「【様式1】事業説明会・事業者個別対話参加申込書」の提出時、「3. 事業者個別対話」についても希望日・参加予定者を記載してください。また、「【様式3】簡易提案書」についても、定められた期間内に必要事項を記入の上、13. 連絡先にメール添付して送付ください。

提案書を受領後、調整の上、実施日時及び場所をメールにて連絡させていただきます。

8.3. 実施方法

参加者から提案書の内容についてご説明頂き、その内容について意見交換をさせていただきます。

8.4. 留意事項

提案内容等を踏まえ、本調査後も引き続き対話を検討させていただく可能性があります。追加対話の実施にあたっては、直接お声かけさせていただきますので、あらかじめご了承ください。なお、個別対話にご対応いただけない場合でも、今後の事業者公募等に影響を及ぼすことはありません。

個別対話の内容は、今後の検討における参考とさせていただきます。公園管理者・民間事業者の双方の発言は、あくまで調査時点での想定のものとし、今後の官民連携事業の公募仕様への反映など何ら約束するものではないことをご了承ください。

9. 本調査結果の取扱い

本調査結果の概要については、民間事業者のアイデアやノウハウの保護に配慮した上で、公表します。このため、結果の公表にあたっては、必要に応じて参加者に内容を確認させて頂く場合がございます。

10. 補足事項

本調査への参加実績は、今後予定している事業者公募への参加条件や評価対象にはなりません。同様に、本調査に参加しなかった民間事業者でも、今後予定している事業者公募への参加は可能です。

なお、本調査への参加に要する費用は参加者の負担とします。

11. 官民連携事業の全体スケジュール（予定）

本公園における官民連携事業の全体スケジュールは以下の通り予定しております。

※今後の検討状況等により、変更となる可能性があります。

時期	項目
令和2年度	・ サウンディング調査（本調査）の実施・結果概要とりまとめ
令和3年度以降	・ 官民連携による国営昭和記念公園昭島口周辺エリア再整備方針中間とりまとめの公表 ・ 官民連携事業の公募準備

12. 参加除外条件

次のいずれかに該当する場合は、対話の対象者として認めないこととします。

- ① 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体もしくはその役職者もしくは構成員、又は当該構成員が含まれると認められる団体
- ② 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定するウ暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4条に規定する暴力団関係者、同条第5号に規定する規制対象者に該当する団体もしくはその役職者もしくは構成員、又は当該構成員が含まれると認められる団体
- ③ 昭島市暴力団排除条例（平成24年昭島市条例第5号）第2条（1）に規定する暴力団、同条（3）に規定する暴力団員、同条（4）に規定する暴力団関係者に該当する団体もしくはその役職者もしくは構成員、又は当該構成員が含まれると認められる団体

13. 連絡先

提案書の提出及び本調査に関するお問い合わせは、以下の担当までお願いいたします。

● 様式 1～3 提出先・連絡先

担 当	日本工営株式会社 都市空間事業統括本部 PPP 室 担当：小澤・朴・片山		
住 所	〒102-0083 東京都千代田区麴町 5-4		
T E L	03-5276-2133	F A X	03-5276-7681
E-mail	ml-shouwa.ppp@dx.n-koei.co.jp		

※本調査の内容等に関するお問い合わせは、上記担当までお願いいたします。

● 調査実施主体

担 当①	国土交通省関東地方整備局 国営昭和記念公園公園事務所 調査設計課 担当：服部・田川		
住 所	〒190-8558 東京都立川市緑町 3173 番地		
T E L	042-524-1089	F A X	042-526-1466
E-mail	hatsutori-t8311@mlit.go.jp 及び tagawa-t8311@mlit.go.jp		
H P	http://www.ktr.mlit.go.jp/showa/		

※国営昭和記念公園の事業等に関するお問い合わせは、担当①までお願いいたします。

担 当②	昭島市 都市計画部 地域開発課		
住 所	〒196-8511 東京都昭島市田中町一丁目 17 番 1 号		
T E L	042-544-5111	F A X	042-544-6440
E-mail	chiikikaihatsu@city.akishima.lg.jp		

※立川基地跡地昭島地区に関するお問い合わせは、担当②までお願いいたします。